

## 健康増進に関する山梨県と大塚製薬株式会社との協定書

山梨県（以下「甲」という。）と大塚製薬株式会社（東京支店扱い：以下「乙」という。）とは、山梨県民（以下「県民」という。）の健康増進に関する取組に関し、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が相互の連携及び協力により、県民の健康づくりの推進に取り組むことで、県民の健康的な生活の実現に資することを目的とする。

### （連携・協力分野）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し、協力をする。

- （1）健康寿命延伸に向けた取組（健やか山梨21）の推進に関する事。
- （2）熱中症対策の取組の推進に関する事。
- （3）「食」を通じた健康づくりの推進に関する事。
- （4）災害対策に関する事。
- （5）その他県民の健康増進に関する事。

2 前項の連携及び協力の実施時期、実施方法等具体的な事項については、甲乙協議の上、別途書面で定めるものとする。

### （守秘義務）

第3条 甲及び乙は、前条第1項の連携及び協力の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を相手方の事前の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本協定が終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

### （協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれからも本協定に関し特段の意思表示がないときは、更に1年間更新し、以後も同様とする。

### （協定の変更及び解除）

第5条 甲又は乙が本協定の内容の変更又は解除を申し出たときは、甲乙協議の上、本協定の変更又は解除を行うものとする。

### （疑義の解決）

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関して疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙両者が署名の上、各自その1通を保有する。

平成28年9月14日

山梨県甲府市丸の内一丁目6番1号  
甲 山梨県

東京都千代田区神田司町2番9号  
乙 大塚製薬株式会社